

# 障害児通所支援利用の手引き

## 【対象となる方】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの18歳未満の方。  
また、医師の意見書等によりサービスの利用が必要と認められた方も利用することができます。

## 【サービスの種類】

サービス	内 容
児童発達支援	未就学児童に対して、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活への適応訓練を行います。 肢体不自由児に対して児童福祉施設で行うもの（医療型）と、それ以外の事業所で行うものがあります。
放課後等デイサービス	学校就学中の児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において生活能力向上のための訓練を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを利用している又は利用する予定の障がい児に対して、支援員が保育所等を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	相談支援事業者が利用計画を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行います。また、定期的に利用計画の見直しを行います。 <b>※利用計画とは</b> 相談支援事業者が利用するサービスの種類や頻度について作成するものです。利用するには相談支援事業所との契約が必要です。なお、利用者の負担額はありません。

## 【利用までの主なながれ】

1. 障がい者サポートセンター清須などに相談	障がい者サポートセンター清須や相談支援事業所に相談します。 希望するサービスが決まったら、通所支援事業所へ見学に行くことをおすすめします。
2. 申請書類の準備	サービスを利用することが決まったら、医療機関を受診して発達についての診断書（意見書）を書いてもらいます。（障害者手帳があれば不要です。）
3. 申請書類提出	障がい者サポートセンター清須に申請書類を提出します。
4. 調査員による聞き取り	障がい者サポートセンター清須の担当者が保護者の方と面接し、心身の状況や生活環境について聞き取りします。
5. 相談支援事業所と面談	申請者が選んだ相談支援事業所に利用計画（案）の作成を依頼し、利用するサービスの種類、頻度、事業所について話し合います。 ※事業所に代わって、ご本人やご家族が計画（セルフプラン）を作成することも可能です。

6. 利用計画（案）の提出	利用計画（案）が完成したら、障がい者サポートセンター清須へ提出します。
7. サービス受給者証の交付	清須市が利用計画（案）などをもとにサービスの支給量などを決定し、サービス受給者証を交付します。
8. 通所支援事業者と契約し利用開始	サービス受給者証に基づき、通所支援事業者と契約してサービス利用を開始します。

## 【申請に必要なもの】

- ① 「障害児通所給付費申請書」
- ② 「障害児相談支援給付費支給申請書」  
※セルフプランの場合は不要ですが、別途セルフプランの作成が必要です。
- ③ 療育が必要であると判断できる資料  
(障害者手帳又は医師の診断書、意見書)
- ④ 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）  
※保護者の方のものも必要です。

## 【負担額について】

サービスの自己負担額は原則1割ですが、所得に応じて負担上限があります。

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯 ※所得割額が28万円未満	4,600円
市町村民税課税世帯 ※所得割額が28万円以上	37,200円

※事業所で受けるサービス内容によっては、おやつ代などの一部実費が必要です。

## 【負担軽減措置について】

- ① 多子軽減措置  
就学前の児童が2人以上いて、第1子が保育園、幼稚園などに通っている場合、第2子の障害児通所支援の利用者負担は半額、第3子以降は無料となります。
- ② 就学前の障がい児の発達支援の無償化  
満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの間は、児童発達支援、保育所等訪問支援の利用者負担は0円となります。

## 【お問合せ先】

清須市役所 社会福祉課 (北館1階)

清須市須ヶ口1238番地

TEL 052-400-2911 FAX 052-400-2963

障がい者サポートセンター清須 (清洲総合福祉センター内)

清須市一場古城604番地15

TEL 052-400-3368 FAX 052-401-0032